

2016年

「財産債務調書制度」スタート

2015年分の**所得金額2,000万円超**のお客様へ

「財産債務調書制度」とは？

- ✓ 2015年度税制改正において、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産および債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。
- ✓ 本制度の開始により、2015年分の**確定申告書の提出義務がある**方で、2015年分の**所得金額が2,000万円超**かつ2015年末時点の**財産価額が3億円以上**または**有価証券等の価額が1億円以上**のお客様は、2016年3月15日までに**「財産債務調書」を所轄税務署に提出**する必要があります。
- ✓ **取引残高報告書**にて、2015年末時点の弊社のお預り資産をお知らせいたしますので、その他のご資産とあわせてご確認ください。



本資料はご参考資料です。「財産債務調書制度」の詳細につきましては、国税庁ホームページ、または所轄の税務署等でご確認ください。

まずは、「財産債務調書」の提出要否をチェックしましょう！

STEP1

所得税等の確定申告書の提出義務がある

次ページご参照

STEP2

その年分の
所得金額

次ページご参照

STEP3

その年の年末の
財産価額

次ページご参照

STEP4

その年の年末の
有価証券等の価額

次ページご参照

財産債務調書
提出要否

2,000万円以下

2,000万円超

3億円未満

3億円以上

1億円未満

1億円以上

提出の必要
なし

提出の必要
あり

STEP 1

所得税等の**確定申告書の提出義務**がある方とは？

- その年分の**給与の年間収入金額が2,000万円を超える**方等
 - その年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、**残額がある**方等
- ※ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の方は、確定申告書の提出義務はありません。

STEP 2

その年分の「**所得金額が2,000万円超**」とは？

- その年分の**確定申告をした各種の所得金額の合計額※が2,000万円超**ということです。
- ※ 源泉分離課税の所得(債券の利子等)、上場株式等の配当等(確定申告しない場合)、「源泉徴収ありの特定口座」の譲渡益(確定申告しない場合)、退職所得金額等は含まれません。
- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算します。
- ※ 上場株式等の配当等や譲渡益を申告している場合は、譲渡損失の繰越控除後の金額を加算します。

STEP 3

その年の年末の「**財産価額が3億円以上**」とは？

- その年の12月31日において保有する**以下の財産の価額の合計金額が3億円以上**ということです。

土地、建物、山林、現金、預貯金、有価証券等(STEP4参照)、貸付金、未収入金、書画骨とう及び美術工芸品、貴金属類、その他動産 などあらゆる財産

- ※ 財産の価額は、「時価」または「見積価額」によります。
- ※ 国内に所在する財産のほか、国外に所在する財産も含まれます。

STEP 4

その年の年末の「**有価証券等の価額が1億円以上**」とは？

- その年の12月31日において保有する**以下の資産等の価額の合計金額が1億円以上**ということです。

株式(非上場含む)、債券、投資信託などの有価証券、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引 など

- ※ 財産の価額は、「時価」または「見積価額」によります。
- ※ 国内に所在する財産のほか、国外に所在する財産も含まれます。
- ※ NISA口座で保有している上場株式等も含まれます。

財産債務調書 への 記載事項

財産の種類、数量および価額、並びに債務の金額に加え、財産の所在、有価証券の銘柄・取得価額等の事項を記載

- **取引残高報告書**にて、2015年末時点の弊社のお預り資産をお知らせいたしますので、必要に応じて、残高等を転記の上、2016年3月15日までに**所轄税務署へご提出**ください。
- ※ 財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。
- ※ ご提出用の「財産債務調書」の用紙は、所轄税務署等にてご手配ください。



財産債務調書制度に関するよくあるご質問

？ その年分の所得金額が2,000万円以下の場合、財産債務調書の提出は不要ですか？

不要です。

「財産債務調書」の提出が必要となるのは、所得税等の確定申告書の提出義務がある方で、その年分の所得金額が2,000万円超かつその年の年末の財産価額が3億円以上または有価証券等の価額が1億円以上の方です。

？ 提出する「財産債務調書」および「合計表」は、どこで入手すればよいですか？

所轄の税務署等にて、入手できます(国税庁ホームページから印刷することも可能です)。弊社では、ご用意しておりませんので、予めご了承ください。

？ 「財産債務調書」を提出しなかったら、どうなるのですか？

財産債務調書の提出が提出期限内にない場合または提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産または債務の記載がない場合(重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。)に、その財産または債務に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。)が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。なお、財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産または債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。

？ 「その年分の所得金額」には、上場株式等の配当等や譲渡益の金額も含まれますか？

上場株式等の配当等や譲渡益について確定申告した場合は、「その年分の所得金額」に含まれます。上場株式等の配当等および「源泉徴収ありの特定口座」の譲渡益で、確定申告をしなかったものについては「その年分の所得金額」に含まれません。

？ 「その年分の所得金額」には、2015年までは非課税であった利付債や公社債投信の譲渡益の金額も含まれますか？

「2015年分の利付債や公社債投信の譲渡益の金額」は「2015年分の財産債務調書」の提出要否の判定においては、「その年分の所得金額」には含まれません。(ただし、「2016年以降分の財産債務調書」の提出要否の判定においては、「源泉徴収ありの特定口座」の譲渡益で確定申告をしなかったものを除き、「その年分の所得金額」に含まれます。)

？ 「その年分の所得金額」には、本業による所得だけでなく、副業による所得も含まれますか？

「その年分の所得金額」には、すべての「確定申告する所得」が含まれますので、副業による所得で確定申告するものは含まれます。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

お問い合わせは**お取引店**または
日興コンタクトセンター



0120-125-111

受付時間:平日8:00~19:00/土曜9:00~17:00
※祝日・年末年始を除く

SMBC日興証券ホームページ
www.smbcnikko.co.jp

【金融商品取引法第37条（広告等の規制）にかかるとの留意事項】

本資料は、税制改正に関する解説を行ったものであり、特定の金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、各商品等に所定の手数料等（例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等（売買単位未満株式を除く。）の場合は約定代金に対して最大1.242%（ただし、最低手数料5,400円・いずれも税込）の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただく場合があります。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます（債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況を含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。

上記の手数料等およびリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みの上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：S M B C 日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2 2 5 1 号

加入協会名：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会